

☆☆☆子育て助成金のお知らせ☆☆☆

七ヶ宿町では、次代の地域づくりを担う子育て世代の育児環境の整備と経済的負担の軽減を図り、定住促進による地域の活性化のため、平成20年4月から開始した妊婦健診・乳児健診・紙おむつに対する助成制度が変更になりました。（平成21年3月以前のものは20年度の制度の対象となります。）

七ヶ宿町にお住まいで、以下の要件等に該当される方が対象となります。

妊婦健診

- 【対象】○出産を予定している方又は出産をした方
○自費で受診した方

※妊娠満12週以降の流産・死産の場合も対象となります。



- 【助成の内容】○別紙健診料金表の金額を上限とした額。

※妊婦一般健診助成券利用分は除きます。

- 【申請方法】○健診を受診したら、以下のものを持参し、保健センター窓口で申請してください。

- ・母子健康手帳（医師又は助産師による健診の受診が確認できるもの）
※母子健康手帳で確認できない場合は、自費で健診を受診したことが確認できる領収書等（お名前、受診日、診療科又は健診名、金額がわかるもの）
- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・助成金振込先の銀行口座のわかるもの（ゆうちょ銀行を除く）

- 申請期限は、出産日より6ヶ月間です。

※この期間内であれば何回でも申請できます。

- 郵送での申請はできません。

乳児健診

- 【対象】○自費で受診した方

- 【助成の内容】○1ヶ月児健診乳児1人につき5,000円

- 【申請方法】○健診を受診したら、以下のものを持参し、保健センタ



一窓口で申請してください。

- ・母子健康手帳（医師による健診の受診が確認できるもの）

※母子健康手帳で確認できない場合は、自費で健診を受診したことが確認できる領収書等（お名前、受診日、診療科又は健診名、金額がわかるもの）

- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・助成金振込先の銀行口座のわかるもの（ゆうちょ銀行を除く）

○申請期限は、出産日より6ヶ月間です。

○郵送での申請はできません。

紙おむつ

【対象】○乳幼児を養育している方

【助成の内容】○乳幼児1人につき月額2,000円

○出生日の属する翌月から、満3歳に達する日の属する月まで



【申請方法】○お子様が生まれたら、保健センター窓口で申請してください。

- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・助成金振込先の銀行口座のわかるもの（ゆうちょ銀行を除く）

○申請期限は、出生日より3ヶ月間です。

○郵送での申請はできません。

【支払い方法】○助成金の支払いは、6月・10月・2月に4月分をまとめて振り込みます。

<申請先・問い合わせ先>

七ヶ宿町保健センター TEL 37-2331

